

## 小樽商科大学学生表彰規程

(平成 6 年 1 月 26 日制定)

### (趣旨)

第1条 小樽商科大学学則第42条第2項の規定に基づく学生の表彰に関する必要な事項は、この規程の定めるところによる。

### (表彰の基準)

第2条 次の各号の一に該当する者は、学長が学部教授会の議を経てこれを表彰する。

- (1) 本学における学業の成果が特に優れていると認められる者
- (2) 課外活動の成果が特に顕著であり、かつ、本学の課外活動の振興に功績があったと認められる団体又は個人
- (3) その他本学の名誉を著しく高めたと認められる者
- (4) 前3号の規定にかかわらず、学長が特に表彰に値すると認めるもの

### (表彰の推薦)

第3条 本学教員は、前条第1号、第2号及び第3号の表彰に該当すると認められる者があった場合は、別紙様式の表彰者推薦書により、学長に推薦することができる。

### (表彰の審議)

第4条 表彰の審議は、第2条第1号にあっては教務委員会で、同条第2号、第3号及び第4号にあっては学生委員会で行うものとする。

### (表彰の時期)

第5条 第2条に規定する表彰は、原則として学位記授与式の日に行う。

### (表彰状の授与)

第6条 学長は、第2条の規定による表彰を決定したときは、表彰状を授与する。

2 学長は、表彰状の授与にあわせて記念品を贈呈することができる。

### (その他)

第7条 表彰に関する総括的調整は、学生委員会が行う。

2 表彰に関してこの規程により難いときは、学生委員会で審議する。

### (事務)

第8条 この規程に関する事務は、学生支援課において処理する。

#### 附 則

この規程は、平成6年1月26日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

別紙様式

表 彰 者 推 薦 書

年 月 日

小樽商科大学長 殿

推薦者氏名 印

小樽商科大学学生表彰規程第3条の規定に基づき、下記の者を適格者と認め推薦します。

記

1 被推薦者氏名 学科 年

学生番号

氏 名

2 表彰区分 表彰規程第2条第 号

推薦の理由

\_\_\_\_\_